

地方自治関連立法動向研究5

# 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の 推進を図るための関係法律の整備に関する法律 ～第4次一括法～（平成26年6月4日法律51号）

上 林 陽 治

## はじめに

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成26年6月4日法律第51号、以下「第4次一括法」という）は、国から地方への権限移譲に関する43法律、都道府県から指定都市への権限移譲に関する25法律を一括して改正するものである。その内容は、地方分権改革推進委員会の勧告のうち残された課題である国から地方への事務・権限の移譲等と、第30次地方制度調査会答申（2013年6月25日）で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等をあわせ、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（2013年12月20日閣議決定）として取りまとめたものに関する関係法律の整備を行うものである。

第4次一括法によってこれまでの3次の一括法とともに、地方分権改革推進委員会の勧告事項は一通り検討したとされている。

法案そのものは、2014年3月14日に閣議決定（閣法第66号）され、同日国会提出、4月25日に衆議院で可決、5月28日に参議院で可決・成立し、6月4日に公布された。

## 1. 法律案提出の背景と経緯

### （1）第2次安倍内閣における国から地方への権限移譲に向けた取組み

第1次安倍内閣の下で成立した「地方分権改革推進法」に基づき設置された地方分

権改革推進委員会の4次にわたる勧告（2008年5月～2009年11月）の内容を踏まえ、2011年から2013年にかけて、第1次から第3次の一括法が成立し、義務付け・枠付けの見直しや都道府県から基礎自治体等への権限移譲等が進められてきたが、国から地方への事務・権限の移譲は、ほとんど手付かずの状態だった。

2012年12月に発足した第2次安倍内閣は、2013年3月8日に、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚で構成される地方分権改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置し、民主党を中心とする政権において設置された地域主権戦略会議を廃止した。4月5日には、新藤内閣府特命担当大臣（地方分権改革）の下に、地方分権改革の推進を目的として、地方分権改革の推進に関する施策についての調査及び審議に資するための地方分権改革有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置した。

有識者会議は第3回会議（2013年5月15日）において、テーマ別の専門部会を設置することとし、①雇用対策部会（検討対象：無料職業紹介に関する事務・権限）、②地域交通部会（検討対象：自家用有償旅客運送の事務・権限）、③農地・農村部会（検討対象：農地転用等に係る事務・権限の移譲とこれに係る規制緩和）の3部会を設置された。

国から地方への事務・権限の移譲とは、国の出先機関が有する事務・権限の移譲問題と同義であった。

出先機関改革問題に関しては、2001年に設置された地方分権改革推進会議で「地方支分部局関係調査結果」が公表（2004年）され<sup>(1)</sup>、これを引き継ぎ2007年5月に経済財政諮問会議からの提案に基づき、地方分権改革推進委員会で第2次勧告が出され、その中で国の出先機関の事務・権限116事項の見直しが勧告された<sup>(2)</sup>。その後、麻生政権時代の地方分権改革推進本部で「出先機関改革に係る工程表」（2009年3月）が決定<sup>(3)</sup>されたが、2009年9月の政権交代により、この工程表は事実上凍結された。そして民主党政権下において、2010年8月以降、出先機関の事務・権限473事項につ

---

(1) 2004年3月12日、地方分権改革推進会議事務局「地方支分部局関係調査結果」

(2) 地方分権改革推進委員会における出先機関に係る審議経過については、拙稿「地方分権改革推進委員会『国の出先機関の見直しに関する中間報告』について」『自治総研』（359）2008.9ならびに拙稿「地方分権改革推進委員会『第2次勧告～「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～』の取りまとめに係る経過について」『自治総研』（363）2009.1を参照。

(3) 第2次勧告の116事項の権限移譲やこれに伴う要員規模の精査等について、8府省15系統の機関を中心に出先機関の改革を進めるためのおおむね3年間の工程表を定めたもの。

いて各府省で再検討<sup>(4)</sup>され、移譲事務の候補を地方側に提示したものの、出先機関から地方への事務・権限の移譲等に係る検討は進捗しなかった。

有識者会議の検討は、第3回会議において、4月16日付けで各府省に依頼した事務・権限の移譲に関する検討の回答の概要を取りまとめた「国から地方への事務・権限の移譲等に関する各府省の回答の概要等（報告）」が示されることから開始した（**図表1**参照）。検討対象は、①2009年の「出先機関改革に係る工程表」（地方分権改革推進本部決定）で見直すとした事務・権限のうち、地方への移譲その他国と地方の役割分担の見直しに関するもの、②2010年の各府省の見直しで地方に移譲するとされたもの、③2011年に全国知事会が特に移譲を要望した3分野の事務・権限等<sup>(5)</sup>、④①～③の他、各府省が移譲等の検討を行ったものであり、各府省の回答は、**図表1**のとおり、措置済みの事項を除く約100事項のうち、「地方自治体へ移譲するもの」72事項、「移譲以外の見直しを行うもの」8事項となり、有識者会議等での議論を経て、推進本部において一定の結論を出すことを目指すことになった。

- 
- (4) 地域主権戦略大綱（2010年6月22日閣議決定）を受け、2010年8月に、8府省13機関を対象とした「出先機関の事務・権限仕分け（「自己仕分け」）」が各府省において行われた。対象となった約500項目の事務・権限について、地域主権戦略大綱で示された4つの類型（①地方自治体へ移譲するもの、②個々の地方自治体の発意による選択的实施を求め、その試行状況を踏まえて移譲の可否について判断するもの、③国に残すもの、④廃止・民営化するもの）に従って分類され、「地方自治体に移譲するもの」は全体の1割弱にとどまった。この結果を受け、菅総理大臣（当時）は取組みが不十分であるとして、上乘せの提案ができないか再検討するよう関係大臣に指示した。その後、再検討結果が第8回地域主権戦略会議（11月29日）で示されたが、一部移譲のものを含め、移譲可能とされた項目数は全体の2割程度の約100項目であった。
- (5) 農地の転用に関する事務（地方農政局）、中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務（経済産業局）及び利便性の高い交通体系の構築に関する事務（地方運輸局）である。全国知事会「移譲に向けて速やかに着手すべき事務・権限について」（2011.8.30）参照。

図表1 国から地方への事務・権限の移譲等に関する各府省の回答の概要

【各府省の回答（区分表）】

事務・権限 の事項数	区 分				
	A (地方自治体へ移譲するもの)		B (移譲以外の見直し を行うもの)	C (国に残すもの)	D (既に必要な措置が 取られているもの)
	a (全国一律・一斉 に移譲するもの)	b (個々の地方自治体 の発意に応じ 選択的に 移譲するもの)			
126	55	17	8	21	29

(注) 事務・権限の事項数は、平成22年見直し時の事項をベースに整理している。また、一の事項で複数の区分が示されているものがあるため、事務・権限の事項数と区分の合計数とは一致しない。

(出所) 地方分権改革有識者会議（第3回）資料（2013年5月15日）

(2) 第30次地方制度調査会答申

2011年8月に発足した第30次地方制度調査会は、2012年1月以降、大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制について検討を重ね、2012年12月20日に「大都市制度についての専門小委員会中間報告」をまとめ、続いて、2013年6月25日に安倍総理大臣に第30次地方制度調査会としての答申を行った（以下「地制調答申」という）<sup>(6)</sup>。

地制調答申では、指定都市と都道府県との間で、大都市における効率的・効果的な行政体制の整備のためには、いわゆる「二重行政」の解消を図ることが必要との認識を示し、その具体的な方策として、法定事務を中心に、「指定都市が処理できるものについては、できるだけ指定都市に移譲することによって、同種の事務を処理する主体を極力一元化することが必要」と指摘した。また、移譲する事務については、「既に地方分権改革推進委員会第1次勧告によって都道府県から指定都市等へ移譲対象とされたにもかかわらず移譲されていない事務を中心に、指定都市に移譲されていない事務全般にわたって検討の対象とすべきである」とした。

これら地方制度調査会が指定都市に移譲されていないと設定した73事務について、

(6) 第30次地方制度調査会・答申については、佐藤草平「第30次地方制度調査会専門小委員会『大都市制度についての専門小委員会中間報告』を読む」『自治総研』（415）2013.5ならびに堀内匠「第30次地方制度調査会答申の読み方——都市機能の『集約とネットワーク化』をめぐって」『自治総研』（418）2013.8を参照。

事務局から意向調査が行われ、そのうち3分の2以上の指定都市が移譲に賛成した事務が68事務、3分の2以上の道府県が移譲に賛成した事務は31事務であった。また都道府県条例で移譲実績のある事務は35事務であった。検討の対象となったのはこれらの事務が中心である。

地制調答申を踏まえ、第3回推進本部会合（2013年9月13日）における安倍総理大臣からの指示により、地制調答申を分権改革の系譜に読み替え、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等については、国から地方への事務・権限の移譲等と併せて、推進本部で実現に向けた作業を進めることになった。

### （3） 国から地方及び都道府県から指定都市への権限移譲に係る見直し方針

これらを受け、推進本部において、2013年12月20日に「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（以下「見直し方針」という。）が決定され、国から地方自

図表2-1 事務・権限の移譲等に関する見直し方針について【概要】

<b>事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（案）【概要】</b>	
<平成25年12月20日 地方分権改革推進本部決定>	
<b>1. 基本的考え方</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方分権改革を推進することが重要。</li> <li>○ 地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進。</li> <li>○ 第30次地方制度調査会答申（平成25年6月25日）で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進。</li> </ul>
<b>2. 国から地方公共団体への移譲等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>移譲する事務・権限【48事項】</b> 例：①看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等、②商工会議所の定款変更の認可、③自家用有償旅客運送の登録・監査等、④直轄道路・河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等</li> <li>○ <b>移譲以外の見直しを行う事務・権限【18事項】</b> 例：①ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供、②農地転用の許可等</li> </ul>
<b>3. 都道府県から指定都市への移譲等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>移譲する事務・権限【29事項】</b> 例：①県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定、②病院の開設許可、③都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の決定</li> <li>○ <b>移譲以外の見直しを行う事務・権限【4事項】</b> 例：①パスポートの発給申請受理・交付、②農地転用の許可等</li> </ul> <p>※ 上記の他に、現行法により指定都市が処理することができる事務・権限が8事項ある。</p>
<b>4. 移譲に伴う財源措置その他必要な支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。</li> </ul>
<b>5. 一括法案等の提出</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法律改正事項については、一括法案等を平成26年通常国会に提出することを基本。</li> </ul>

（出所）地方分権改革推進本部（第4回会合）資料（2013.12.20）



を講じることが必要であるなどとした。また、全国市長会は、農地関係に係る事務・権限をはじめ、全国市長会が提案・提言してきた事項のうち実現が図られていないものについては、早期の都市自治体への移譲及び義務付け・枠付けの見直しを行うよう強く要請した。

#### (5) 主な事務・権限の移譲等に係る検討過程

以下、第4次一括法において実現されることになった①自家用有償旅客運送と、第30次地制調における②県費負担教職員関係の事務・権限について、その検討過程に触れておく。

##### ① 自家用有償旅客運送<sup>(7)</sup>に係る事務・権限の移譲

2009年の「出先機関改革に係る工程表」では、「有償旅客運送に関する事務・権限を都道府県に移譲する」としていたが、2010年に各府省が行った自己仕分けにおいて、国土交通省は、自家用有償旅客運送につき、「市町村の創意工夫に委ねるため、希望する市町村に権限を移譲する方向で検討」と方針を変更した。この国土交通省の回答に対する意見として、全国知事会は、全国一律に都道府県へ移譲し、さらに、希望する市町村に移譲する仕組みを設けるべきとし、全国市長会は、地域における裁量を拡大することを前提に、希望する市町村に移譲する方向で検討すべきとした。他方、全国町村会からは、移譲を受け入れるとする意見がある一方で、小規模自治体では専門的な知識や経験を有する職員の確保が困難であるなどとして移譲に向けた検討課題が挙げられ、また、全国統一的な基準に基づいて判断・指導等をすべきであることなどから移譲を見送るべきとの意見が存在することも示された。

有識者会議においては、地域交通部会が設置され、全国一律の移譲が難しいなどの場合には、個々の地方公共団体の発意に応じ選択的に移譲する「手挙げ方式」という新たな試みが示された。この前段で、「国から地方への事務・権限の移譲等」についての対府省アンケートが行われたが、国土交通省の回答は、「個々の地方自治体の発意に応じ、選択的に移譲する」というものであった。2013年8月29日、地方交通部会の報告書が取りまとめられ、事務・権限の移譲先として、①市町村が、住民の居住・活動情報や地域交通のニーズを最も把握していること、実施に当たっ

---

(7) 自家用有償旅客運送の課題については、嶋田暁文「自家用有償旅客運送に関する事務・権限の移譲をめぐる一考察(上)(下)～地域のニーズと自治体の実態の狭間で分権改革を考える～」『自治総研』(425)2014.3：(426)2014.4に詳しい。

ては、意欲・能力と安全・安定的な運行を確保する責任が求められることから、希望する市町村が基本とされ、②執行体制上の懸念から事務・権限の移譲を希望しない市町村の区域については、都道府県が代わって役割を果たすことができるよう、希望する都道府県にも移譲することが示された。

その後、見直し方針においてもこの内容が踏襲され、第4次一括法案に盛り込まれることとなった。

## ② 県費負担教職員関係の事務・権限に係る検討過程

市町村立小中学校等に係る県費負担教職員の任命権は、指定都市が従来から有してきたが、県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、学級編制基準の決定権限は道府県が有しており、これらについて、指定都市は、包括的な人事管理が可能となることなどを理由に移譲を求めてきた。

2013年3月12日に閣議決定された「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」では、「指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、第30次地方制度調査会において行われている大都市制度の見直しの審議状況及び教育行政の在り方についての検討状況を踏まえつつ、関係省庁において、関係者の理解を得て、速やかに結論を出した上で、指定都市へ移譲する」とされた。

2013年5月10日の第30次地方制度調査会第33回専門小委員会では、指定都市に財源配分する方法として、①税源移譲、②税交付金、③交付金の3つのパターンについて検討され、試算が公表された<sup>(8)</sup>。

そして、6月25日の地制調答申では、事務の移譲により指定都市に新たに生じる財政負担については、指定都市側と関係道府県側の間においても適切な協議の場が設けられ、合意形成が図られるべきとした。その後、指定都市所在道府県と指定都市は、11月14日に、財政措置として、道府県・指定都市の双方にとって財政運営への影響を最小限とすることを前提として、道府県から指定都市に個人住民税所得割

---

(8) ①「税源移譲」とは、指定都市についてのみ道府県税の一部を市町村税に移譲、②「税交付金」とは、道府県税について、その税源の一部を税交付金として指定都市に交付、③「交付金」とは、個別の指定都市ごとの所要財源について道府県から指定都市に交付金を交付することを内容とするものである。なお、試算の結果等については、詳しくは、総務省「指定都市への事務の移譲に伴う財政措置のあり方の検討について」（第30次地方制度調査会第33回専門小委員会資料）（2013.5.10）参照。

2%の税源移譲が行われることで合意した<sup>(9)</sup>。

これらの過程を経て、見直し方針において、県費負担教職員の給与等の負担・学級編成基準・定数の決定に関する事務・権限を都道府県から指定都市へ移譲することが示され、第4次一括法案において措置されることとなった。

## 2. 法律案の概要

政府は、これまで述べたような経緯を経て、地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題となっていた国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進するとともに、地制調答申で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進することを目的として関係法律の整備を行うことを内容とした第4次一括法案を2014年3月14日に閣議決定し、同日国会に提出した。

同法は、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等につき43法律、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等につき25法律を措置する内容となっている。

### (1) 国から地方へ移譲する主な事務・権限

先にも指摘したが、国から地方への権限移譲とは、国の出先機関改革と同義である。

#### ア 各種資格者の養成施設等の指定・監督等

看護師など各種資格者（32資格（25法律））の養成施設等の指定・監督等の国（地方厚生局）の事務・権限を都道府県に移譲する。

※ 32資格（25法律）：児童福祉司・保育士、はり師・きゅう師、食品衛生管理者・食品衛生監視員、理容師、保健師・助産師・看護師、歯科衛生士、身体障害者福祉司、社会福祉主事、診療放射線技師、歯科技工士、美容師、臨床検査技師、調理師、知的障害者福祉司、理学療法士・作業療法士、製菓衛生師、柔道整復師、視能訓練士、社会福祉士・介護福祉士、臨床工学技士、義肢装具士、食鳥処理衛生管理者、救急救命士、精神保健福祉士、言語聴覚士

#### イ 商工会議所の定款変更の認可

商工会議所の定款変更の認可に係る国（経済産業局）の事務・権限を認可制から

---

(9) 指定都市所在道府県・指定都市「県費負担教職員制度の見直しに係る財政措置のあり方に関する合意」（平25.11.14）

届出制にした上で、都道府県及び指定都市に移譲する。

※ 定款変更の認可が必要な事項のうち、事業、会員、役員等に係る事項（目的、名称及び地区に係る事項を除く。）

ウ 自家用有償旅客運送の登録、監査等

自家用有償旅客運送の登録、監査等の国（地方運輸局）の事務・権限を希望する市町村に移譲することを基本とする（希望しない市町村の区域については、希望する都道府県にも移譲する）。

移譲後の事務の区分に関しては、48事項のうち37事項が自治事務に区分され、法定受託事務に分類された9事項は以下のものである。

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 精神保健指定医の指定の申請等
- 社会福祉法 社会福祉法人（法人の行う事業が二以上の都道府県の区域にわたる法人であって地方厚生局の所管に係るものに限る。以下同じ。）の定款の申請及び認可等
- 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者等の妻に対する特別給付金の特別買上償還に関する証明書の発行等
- 戦傷病者特別援護法 指定医療機関の指定等
- 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の特別買上償還に関する証明書の発行等
- 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の特別買上償還に関する証明書の発行
- 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 戦没者の父母等に対する特別給付金の特別買上償還に関する証明書の発行
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 指定医療機関の指定及び指定の取消し
- 道路運送法 自動車道事業（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。以下同じ。）に係る工事施行の認可申請期間の伸長等

なお、2006年12月20日に公布された「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」（平成18年法律第116号、以下「道州制特別区域法」という）では、法令の特例措置を適用し、北海道等の特定広域団体の知事に事務・権限を移譲するものとして、①児童福祉法、生活保護法、母子保健法等による指定医療機関等の指定、②商

工会議所法に定める商工会議所の定款の変更の認可、解散の許可、③調理師法に定める、厚生労働大臣が行う調理師養成施設の指定、④鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に定める、環境大臣が行う麻酔の作用を有する劇薬を利用した危険猟法による鳥獣の捕獲等の許可を挙げていた。

①～③の事務は、第4次一括法で、全国的に都道府県知事に事務・権限移譲されるもので、地方分権改革の性格に、規制緩和手法としての特区という側面があることを示す事例といえよう。

## (2) 都道府県から指定都市へ移譲する主な事務・権限

### ア 県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定

市町村立小中学校等に係る県費負担教職員の任命権は指定都市が有しており、県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、学級編制基準の決定

図表3 第4次一括法＜法律一覧＞

### 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）＜法律一覧＞

国から地方公共団体（43法律）	都道府県から指定都市（25法律）
<b>内閣府関係</b> 【健康増進法(1条)】 ○誇大表示の禁止に係る勧告・命令 <b>総務省関係</b> 【放送法(3条)】 ○小規模施設特定有線一般放送の業務開始届出等 <b>厚生労働省関係</b> 【児童福祉法(10条)】 【あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(11条)】 【食品衛生法(12条)】 【理容師法(13条)】 【保健師助産師看護師法(15条1号)】 【身体障害者福祉法(15条2号)】 【診療放射線技師法(15条3号)】 【臨床検査技師等に関する法律(15条4号)】 【知的障害者福祉法(15条5号)】 【理学療法士及び作業療法士法(15条6号)】 【柔道整復師法(15条7号)】 【食身処理法(15条8号)】 【歯科衛生士法(16条)】 【社会福祉法(18条)】 【歯科技工士法(19条)】 【美容師法(21条)】 【調理師法(22条)】 【製菓衛生師法(27条)】 【視能訓練士法(29条1号)】 【臨床工学士法(29条2号)】 【義肢装具士法(29条3号)】 【救急救命士法(29条4号)】 【言語聴覚士法(29条5号)】 【社会福祉士・介護福祉士法等(30条1.3号)】 【精神保健福祉士法(30条2号)】 ○養成施設の指定・監督等	【児童福祉法(10条)】(再掲) 【母子保健法(25条)】 ○指定医療機関等の指定・監督 【消費生活協同組合法(14条)】 ○消費生活協同組合(一部)の設立認可・監督 【医療法(17条)】 ○医療法人(一部)の設立認可・監督(関係する都道府県の連携を規定) 【戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(23条1号)】 【戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(23条2号)】 【戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(23条3号)】 【戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(26条)】 ○特別給付金又は特別弔慰金の特別上償還に関する証明書の発行 【介護保険法等(31.32条)】 ○介護サービス事業者(一部)の業務管理体制の整備に関する監督等(関係する都道府県の連携を規定) <b>農林水産省関係</b> 【農産物検査法(35条)】 ○登録検査機関(一部の登録・監督) <b>経済産業省関係</b> 【商工会議所法(38条)】 ○商工会議所の定款変更の認可(一部) <b>国土交通省関係</b> 【中小企業等協同組合法(43条)】 ○事業協同組合等(一部)の設立認可・監督 【道路運送法(44条)】 ○自家用有償旅客運送の登録・監査等 ○自動車道事業(一部)に係る供用約款の認可等 【自動車運転代行業適正化法(47条)】 ○自動車運転代行業の認定等に係る同意・監督 <b>環境省関係</b> 【土壌汚染対策法(48条)】 ○指定調査機関(一部)の指定・監督
	<b>内閣府関係</b> 【食品表示法(2条)】 ○農林物資製造業者等への立入検査等 <b>文部科学省関係</b> 【学校教育法(4条)】 ○市町村立高等学校等の設置認可 【市町村立小中学校職員給与負担法(5条)・地方教育行政の組織及び運営に関する法律(附則15条)】 【義務教育費国庫負担法(8条)】 【公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(9条)】 ○市町村立小中学校等の職員給与等の負担、県費負担教職員定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定等 【文化財保護法(6条)】 ○史跡名勝天然記念物の板指定、重要文化財等の管理に係る技術的指導等 【博物館法(7条)】 ○博物館の登録 <b>厚生労働省関係</b> 【児童福祉法(10条)】 【障害者総合支援法(33条)】 ○指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の報告の受理・命令等 【医療法(17条)】 ○病院の開設許可 【売野防止法(20条)】 ○婦人相談所を指定都市も設置可能に 【特別児童扶養手当の支給に関する法律(24条)】 ○特別児童扶養手当の受給資格の認定 【職業能力開発促進法(28条)】 ○職業能力開発大学校等を指定都市も設置可能に 【介護保険法等(31.32条)】 ○介護サービス事業者(一部)の業務管理体制の整備に関する監督等
	<b>農林水産省関係</b> 【農林物資の規格化等に関する法律(34条)】 ○農林物資製造業者等への立入検査等 【農地法(36条)】 ○農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可 <b>経済産業省関係</b> 【探石法(37条)】 ○岩石採取計画の認可 【商工会議所法(38条)】 ○商工会議所の定款変更の認可(一部)、事業状況等の報告の受理・警告等 【工業用水法(39条)】 ○工業用水の採取許可 【砂利採取法(40条)】 ○砂利採取計画の認可 【商工及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(41条)】 ○全国団体以外の商工会・商工会議所等の基盤施設計画の認定等 <b>国土交通省関係</b> 【公有水面埋立法(42条)】 ○公有水面の埋立免許 【都市計画法(45条)】 ○都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定等 【国土利用計画法(46条)】 ○土地取引の規制区域の指定

### 63法律(※)

(※)国から地方公共団体上、「都道府県から指定都市との重複(児童福祉法、医療法、介護保険法等(2法律)、商工会議所法)を整理。

(出所) 内閣府地方分権改革推進室作成資料 (2014年6月)

権限について移譲。

イ 許認可権限の移譲

○病院の開設許可 診療所（病床数19床以下）の開設届出等は既に指定都市に移譲されており、病院（病床数20床以上）の開設許可について移譲。

○砂利採取計画 砂利採取事業者の認可、報告聴取、立入検査について移譲。

○公有水面の埋立免許権限の移譲。

ウ 都市計画区域マスタープランの決定

区域区分決定（市街化区域と市街化調整区域の線引き）については、既に指定都市が権限を有しており、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定（一の指定都市の区域内の都市計画区域に係るものに限る。）について移譲する。

エ 適正確保

○食品表示法の農林水産大臣の権限に属する事務である不適正表示に対する指示、公表、立入検査等を移譲。

オ 公の施設の設置権限

○ 婦人相談所、職業能力開発大学校の設置権限の移譲。

(3) 施行期日

2015年4月1日（体制整備に特に時間を要するものについては個別に定める日）から施行する。

### 3. 第4次一括法に係る国会審議

第4次一括法は、2014年3月14日に閣議決定され、同日、186通常国会に上程された。

衆議院では、地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出第75号）とあわせ、4月14日に総務委員会に附託され、24日に可決、翌25日に衆議院本会議で可決され、参議院に送付された。参議院では、5月21日に総務委員会に附託され、27日に可決、翌28日に参議院本会議で可決・成立した。公布年月日は2014年6月4日である。

国会における主な質疑内容を主要項目別に分類し示すと、以下の通り。

(1) 権限移譲

<186国会 衆議院総務委員会 第16号 2014年4月17日>

○奥野（総）委員 昨年の暮れ、当面の方針の中で100事項を地方におろす権限の見直しの対象として挙げておりました、このうち、今回の見直しの方針の中で、100項目のうち66項目の権限をおろすとなったが、66項目の中には、直轄道路、河川の事務、権限の移譲というものが含まれているが、本当に移譲できるのか。

○末宗政府参考人（内閣府地方分権改革推進室次長） 2012年9月の地方分権改革推進本部において、直轄道路、河川の問題につきましても具体的な検討と調整を進める旨を明確にした。これを踏まえ、国土交通省を初め関係府省において早期に検討を開始した。その後、与党プロセスも経ながら、財源措置スキームを中心に地方団体と丁寧調整を重ねた結果、見直し方針として取りまとめた。

対象範囲は、地方分権改革推進委員会の第1次勧告に沿ったもので、一つの都道府県内で完結する一般国道あるいは一級河川などを対象としている。現在、個別協議を国土交通省と地方との間で開始しているところ。現時点では確たる数値を申し上げられない。

○奥野（総）委員 個々の協議の中で決めていこうということだが、本当に進むのか。財政措置は交付金の措置を講ずると書いてあるが、今回の一括法の中には入っていない。少なくともスキームぐらひは法改正の中で措置すべき。これらについて、法律改正の予定は。

○末宗政府参考人 見直し方針の中で、財源スキームの基本的な方向は取りまとめた。具体的にどうするかは、個別の協議を行っているところ。個別協議の調整結果を待った上で、必要な法律事項が出ればそのときに検討する。

<186国会 参議院総務委員会 第22号 2014年5月27日>

○堂故茂君 今回の見直しでは、地方団体が強く要望している農地転用やハローワークなどは移譲が実現せず、引き続きの課題として残っている。そのような課題についてどのように取り組んでいくのか。

○副大臣（関口昌一君） 2ヘクタール以下は都道府県の知事の許可、それ以上は農水大臣の協議とか農水大臣の許可ということで、これを権限移譲してくれということが長年の要望であった。昨年の閣議決定した事務・権限の移譲等に関する見直し方針について、2014年を目途に事務の実施主体の在り方等について検討を行うことになり、2013年に地方分権改革有識者会議の下に立ち上げた農地・農村部会におけ

る議論をこの5月より再開させた。

また、ハローワークについては、これまで、国の無料職業紹介事業と地方公共団体との業務を一体的に実施し、ハローワーク特区などの取組に加え、さらに今年9月からは、費用負担を極力抑えつつ、求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組を行う。

今後は個々の地方公共団体から全国的な制度改正の提案を広く募る提案募集方式を導入するなど、地方にしっかりと耳を傾けて対応する。

## (2) 手挙げ方式と提案募集方式

＜186国会 参議院総務委員会 第22号 2014年5月27日＞

○若松謙維君 自家用有償旅客運送の事務・権限について手挙げ方式を適用した。今後この手挙げ方式という移譲が検討されるのか。あわせて、新たに提案募集方式も導入されたが、この提案募集方式を導入するに至った背景と現在の検討状況について。

○国務大臣（新藤義孝君） これまでの権限移譲は、国と地方の役割分担の明確化という意味において、全市町村に移譲するあるいは指定都市のみに移譲するなど全国一律で行うことが基本。一次、二次の分権改革を通じ、また今般のこの一括法において、今までの積み残しの部分を含めて全て検討を加え、できるものは全て挙げた。その中で、有識者会議では、最大公約数を求め、一律の分権をやるとなると、やる気があってできるところでも残念ながらうまくいかない、準備の整ったところから認めてもいいではないかという意見が有識者会議で出た。

また、自家用有償旅客運送に係る分野の部会を設けて深掘りをして、結果、手挙げ方式というのができた。

今後必要に応じて、手挙げ方式を制度全体の中で位置付けていくというのが、私がお願いしようとしているステップ。

## (3) 自家用有償旅客運送

＜186国会 参議院総務委員会 第22号 2014年5月27日＞

○又市征治君 今回の法案により希望する市町村等に自家用有償旅客運送の事務・権限が移譲されることになるが、事務・権限が移譲されるだけであって、自家用有償旅客運送が認められる範囲、つまり過疎地の輸送や、あるいは福祉輸送がバス、タ

クシー事業によって提供されない場合に限って認めるという、この点が変更されるわけではないか。

- 政府参考人（若林陽介君・国土交通大臣官房審議官） 道路運送法に基づき、過疎地やまた福祉の輸送のために地域住民の生活に必要な輸送がバス、タクシー事業で提供されない場合に、いわゆる白ナンバーの車両を使って有償で運送できることとする制度。

制度の導入に際し、地域の協議会において、地方公共団体や地域のバス、タクシー事業者、住民などの関係者が、バス、タクシー事業によることが困難で、かつ地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であることについて合意していることが要件。

本法案における移譲後においても、バス、タクシー事業による輸送が提供されない場合の補完であるとの位置付けは維持され、これを担保するためのルールや基準の設定は引き続き国交省が担う。バス、タクシー事業との間の適切な役割分担が確保される仕組み。

- 又市征治君 実施主体の弾力化が検討されるようだが、法の趣旨からいって営利目的で行われることは許されない。同時に、安全な輸送体制が確保されることが前提。損害賠償の能力も求められ、それも担保される必要がある。また、旅客の範囲について、地域の実情を踏まえることがポイント。不特定多数の者の輸送はバス、タクシー事業者が許可を得て行うことになっているので、範囲拡大には合理的な理由が求められる。とりわけバス、タクシー事業者との競合が発生するような事態は避けなければならない。

- 政府参考人（若林陽介君） 実施主体の弾力化は、いわゆる権利能力なき社団について法制的な検討を行った上で、可能と認められる場合には、市町村長において、実施主体の非営利性を前提としつつ、輸送の安全、旅客の利便の確保に必要な措置を講ずるための組織的基盤があると認めた場合には実施主体として認めるべきとされている。国交省も、営利主体が直接運送を行わないということを前提に、輸送の安全、旅客の利便が確保される措置を講ずる。

旅客の範囲の拡大は、地理的条件などからバス、タクシーによる運送サービスの提供が明らかに困難である場合などは運送できるとすべきとされており、この提言の考え方にに基づき、地理的条件などからバス、タクシーと競合しないことが明らかである場合に限って緩和するなどの必要な措置を講ずる。

国交省といたしましても、今後とも、地域ごとに、バス、タクシー事業者を中心として、必要な場合には自家用有償運送も活用できるような、いわゆるベストミックス、組合せが実現できるように地方公共団体の皆様とともに密接に連携して取り組んでまいりたい。

- 又市征治君 この最終取りまとめでは運営協議会の運営についても論じられている。重要なことは、地域公共交通、福祉政策、あるいは町づくりについて一体的な議論が行われることではないか。この最終取りまとめではローカルルールの見直しについても触れている。一方では分権化が言われながら、他方で議論を積み重ねて運営協議会で合意されたものを中央の目線から画一的に見直しを求めるのはおかしい。
- 政府参考人（若林陽介君） 交通は町づくり、福祉、教育とも不可欠な関係。自家用有償旅客運送の運営協議会も、地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会などとの連携を図り、町づくり、福祉、教育などの関係者の参加も得ながら、地域における交通の課題について総合的な観点から協議を行うことが重要と認識。

また、ローカルルールに関しては、運営協議会の議論を通じ、地域の実情に応じた様々な合意がなされていると承知。地域で独自に法令で求められている水準以上の基準を設定している場合もある。合理性が認められないようなものは、引き続き国交省において全国的な観点からの是正の働きかけを進めたい。

#### （４） 都道府県から指定都市へ移譲する主な事務・権限

＜186国会 衆議院総務委員会 第17号 2014年4月22日＞

- 佐藤（正）委員 県費教職員の給与等について、人事権は指定都市にあり、給与だけ県が持っているのは、どう考えてもおかしい。今回中核市は入っていないが、それはなぜか。
- 藤原政府参考人（文部科学大臣官房審議官） 文部科学省では、2013年4月に、中央教育審議会に対し、今後の地方教育行政のあり方について諮問を行い、県費負担教職員の人事権及び給与負担のあり方について御審議いただいた。議論では、都道府県に人事権があることで、教職員を育成すべき市町村の当事者意識が薄らぐという意見、あるいは、人事権を移譲して市町村で教職員を採用することで、責任と権限を一致させるべきなどの意見があった。他方、離島、中山間地域では、管理職の不足など広域人事が必要となる状況で、町村単独で人事を行うことは困難という意見や、小規模の自治体で採用試験の業務を行うことは難しいといった意見もあった。

こうした議論を踏まえ、2013年12月の中央教育審議会答申において、引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や、都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市を初めとする市町村に人事権を移譲することを検討するとした次第。

給与負担については、今回の第4次分権一括法案において、まずは、既に人事権を持っている指定都市への給与負担の移譲を行おうとしているところ。

#### <186国会 参議院総務委員会 第22号 2014年5月27日>

○那谷屋正義君 県費負担教職員の人事権を政令市には認めていたが、給与等の負担、定数の決定、学級編制基準の決定の新たな3点セットを含めて認められるということになる。給与負担の移譲に伴う財源手当てとして、道府県住民税4%のうち2%が政令市に移る。この結果、道府県側からすれば、独自性の発揮、行政上の創意工夫の元手となってきた自主財源が減る。道府県の独自の取組に影響を与えることがあってはならない。

○政府参考人（佐藤文俊君・総務省自治財政局長） 2013年6月の第30次地方制度調査会答申で、県費負担教職員の給与負担の移譲と財源の在り方について言及している。税源の配分も含めて財政措置の在り方を検討すべきで、その際、地方交付税による財源保障及び財源調整と適切に組み合わせることが不可欠としている。この答申に沿って関係都道府県と指定都市の間で協議が行われ、昨年11月に両者が「道府県・指定都市の双方にとって財政運営への影響を最小限とすること、すなわち財政中立を基本として、国が地方財政措置を検討し、適切に講じることを前提として、道府県から指定都市に個人住民税所得割2%の税源移譲が行われること」で合意した。

すなわち指定都市は、給与費の負担が増える分、個人住民税と交付税が増加し、道府県においては、給与費の負担が減る分、その限度で個人住民税と交付税が減るということ。これにより、道府県の独自の取組に財政面からマイナスの影響を与えらるということはないものとする。

○那谷屋正義君 財政力指数は、都道府県の平均が0.45529、政令指定都市の平均が0.84。財政力の高い政令市とそれ以外の市町村の間で教育水準に格差が生じるのではないかという懸念も払拭できない。人材確保上も、転勤が政令市内に収まるというアドバンテージがある上、多忙化等に配慮した処遇のあるべき改善を政令市が行った場合に、財政力から考えると、教職員希望者が政令市に集中し、人材確保面

で窮地へと政令市以外の市町村を追いやる心配がある。

○政府参考人（藤原誠君） 指定都市以外の市町村の教職員は、都道府県が給与、定数などの条例を定め、教職員の給与負担を行うなどの条件整備を行うとともに、都道府県の中で市町村を超えた人事異動を行う現行の仕組みが維持される。指定都市以外の市町村の教育水準に影響を与えるものではないと受け止めている。

指定都市では、指定都市と指定都市以外の市町村が人事交流を行う際に、それぞれの間において事前に協議を行った上で交流をする。広域の人事異動は、教職員の資質向上の観点から非常に有益であると考えており、そのような観点も踏まえ、政令市の教育委員会側と都道府県の教育委員会側で人事交流について協議、調整を行うことが重要。したがって、指定都市がある道府県では、人事交流も含めて引き続き適切な人事政策を行っていきたい。

#### （５） 附帯決議

同法に関しては、参議院総務委員会において、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、日本維新の会・結いの党、みんなの党、社会民主党・護憲連合及び生活の党の各派共同提案による附帯決議案が提出され、可決されている。

#### 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、地方分権改革は、個性を活かし自立した地方をつくることを目指すものであり、今後とも住民が享受できる豊かさを実現するため、地方に対する義務付け・枠付けの更なる見直しを引き続き着実に推進するとともに、権限移譲、地方税財政、住民自治、地方議会等に関する制度改革についても、積極的に取り組むこと。
- 二、事務・権限の移譲等に当たっては、地域における住民サービスが確実に提供されるよう、移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修の実施や職員の派遣など、必要な支援を行うこと。また、事務・権限の移譲により影響を受けることとなる関係団体に対しても、効果的な情報提供を行うこと。
- 三、移譲される事務の処理に関し、国又は都道府県が一定の関与を行う必要がある場

合には、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮し、当該関与を必要最小限のものとする。また、関与の内容は、地方の意見を十分反映したものとする。

四、今回の検討対象とされながら移譲するに至らなかった事務・権限については、地方からの要望の多い分野を中心に、地方分権改革有識者会議等において、引き続き移譲に向けた検討を進めること。また、住民に分かりやすい情報発信に努めるなど広報・周知を徹底することにより、四次にわたる制度改革の効果が住民に広く還元されるよう最大限努力すること。

五、今後における改革の推進の手法として「提案募集方式」を導入するに当たっては、地方公共団体からの積極的な提案が行われるよう体制を整えるとともに、地方公共団体からの提案を尊重し、その実現に向けた取組を強力に推進すること。また、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲を希望する提案等であっても、地方公共団体間で制度が異なることにより住民に不利益が生じないよう留意しつつ、その実現に努めること。

右決議する。

## おわりに

### (1) 国から地方への権限移譲について

#### ① 出先機関改革との関連

国から地方への権限移譲の各事項は、地方分権改革推進委員会の第2次勧告（2008年12月）において、国の出先機関の事務・権限の見直しや組織の見直し等が指摘されたものの一部である。第2次勧告では、出先機関の有する事務・権限の見直しについては、検討対象とした8府省15系統の出先機関の事務・権限を約400事項に区分し、廃止（民営化、独立行政法人化を含む。）を検討するものや、地方自治体への移譲を検討するものなどに仕分けられ、その結果、116事項の事務・権限について見直しを実施することとした。

第4次一括法における国から地方への権限移譲項目と、上記の第2次勧告の116

事項で重複しているのは以下の事項である<sup>(10)</sup>。

旧厚生労働省地方厚生局（現内閣府関係） 健康増進法に基づく誇大表示の禁止に係る勧告・命令の一部を都道府県知事に移譲。

厚生労働省地方厚生局 都道府県知事資格とされている栄養士、調理師、製菓衛生師に係る養成施設に関する事務・権限は、都道府県に移譲。

厚生労働省地方厚生局 児童福祉法、母子保健法に基づく指定養育医療機関等の指定・監督に関する事務・権限を都道府県に移譲。

経済産業省経済産業局 商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県に移譲。

国土交通省地方運輸局 自家用有償旅客運送及び自動車運転代行業に関する事務・権限を都道府県に移譲。

環境省地方環境事務所 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定・監督に関する事務・権限を都道府県に移譲。

このほか、各種資格者の養成施設の指定・監督で列挙されている事務は地方厚生局の事務である。

第4次一括法は、地方分権改革推進委員会勧告の残された課題である国から地方への権限移譲の課題を実現に移したものと喧伝されているが、実は出先機関改革という性格を有したものである。ただし、組織改革を含めた出先機関改革という文脈でこれを振り返った場合、その実現度合いは限りなくゼロに近いものであるといわざるを得ない。

とりわけ、第2次勧告においても、さらには地方からの強い要望に基づき検討を進めた有識者会議においても主要課題であった無料職業紹介に係る事務・権限に関しては、厚生労働省側の強い抵抗を突破することはできなかった。その一方、運用面の改善は先行し、職業紹介事業を行う地方自治体に対しハローワークの求人情報をオンラインで提供する取組みが進められるなど、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化が進んでいる。

さらには、第2次勧告で主要ターゲットになっていた農林水産省地方農政局や国

---

(10) 地方分権改革推進委員会第2次勧告（2014年12月8日）「別紙2 個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表」より抽出。

土交通省地方整備局ならびに北海道開発局の事務権限の移譲に関しては、手付かずのままおかれる結果となっている。

## ② 自家用有償旅客運送に係る事務・権限 — 手挙げ方式の導入 —

自家用有償旅客運送に係る事務・権限の移譲のメリットは、第一に当該事務が自治事務となったことから、地方自治体の法令の自主解釈権が拡張し、当該運送事業が導入されやすくなったことがあげられる<sup>(11)</sup>。その一方、自家用有償旅客運送を行っている1,281市町村と47都道府県に対する国土交通省のアンケート調査（回答は1,149市町村）によれば、事務・権限の移譲を希望する市町村は、約6%（69市町村）、都道府県でも約14%（6団体）と少数にとどまっている。その背景として、業務量過多である、職員疲弊の状況にある、必要となる専門知識・事務量・要員が不明であるなどの懸念があるとされている<sup>(12)</sup>。

このような状況下では、「手挙げ方式」による権限移譲は、事務・権限を受け入れられる能力のある地方公共団体に限定されてしまうおそれがある。したがって、権限移譲を促進し、期待される効果が発揮されるために、都道府県による実施体制整備への的確な支援と補完が求められる。

なお、2015年4月1日、権限移譲の第1弾として長野、新潟、佐賀の3県のほか、神奈川県大和市、富山市、北海道豊富町、徳島県つるぎ町など8市町村が指定された。

## ③ 法改正を伴わない事務権限移譲の問題点

第4次一括法にいたる検討経過では、2013年12月20日に地方分権改革推進本部で決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」において、「移譲する事務・権限【48事項】」「移譲以外の見直しを行う事務・権限【18事項】」と示されていた。先に見た通り、国会審議においても、5月15日に示された約100条項のうち66条項が権限移譲されたと喧伝されている。

だが、これは水増しした数字である。移譲事務権限48事項のうち、直轄道路・河川については、「国と地方公共団体が協議を行い、協議が整ったものについて移譲を進める」というものであり、しかも、道路・河川の移譲に反対する意見の多い「関係する市町村の意見を十分に聴取し、反映するよう調整する」という留保つき

(11) 嶋田前掲注(7)『自治総研』(425)32頁以下参照。

(12) 国土交通省「自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲等のあり方に関する検討会 中間とりまとめ」(2013.12.20)。

のものである。しかも「直轄事業の対象について、地方管理道路・河川の直轄編入を含め、必要な見直しを行う」という意見も付加された。

「移譲以外の見直しを行う事務・権限」の18事項も、その内実は次のようなもので、限りなく先送りに近いものであった。

① 厚生労働省 ハローワーク

○ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組について、その費用負担を極力抑えつつ、積極的に推進。／○国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務の一体的実施、ハローワーク特区の取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進。

② 農林水産省 農地転用

○地方の意見も踏まえつつ、2009年の改正農地法附則に基づき、同法施行後5年（平成26年）を目途として、地方分権の観点及び農地確保の観点から、農地確保の施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

○国と地方が、事務が迅速かつ円滑に執行されるよう、農地転用制度等に係る課題について、各地方で定期的に協議する場を設置。

③ 法務省 人権啓発活動地方委託事業 都道府県及び指定都市に移譲する方策の検討を進める。（下線は筆者による。以下同じ）

④ 厚生労働省 個別労働関係紛争の迅速かつ適正な解決のため、国と都道府県等との合同相談会や合同研修会を開催する等の労働相談・紛争解決関係機関間の連携を促進。

⑤ 農林水産省 土地改良法に基づく国営土地改良事業により造成された施設のうち、基幹的役割の比較的小さい農業水利施設に関する維持・管理・更新（財産権・水利権等を含む。）に係る事務については、国、都道府県、施設管理者を含めた三者協議を行い、協議が整ったものについて、必要に応じて財源措置の在り方等について検討を行った上で移譲。

⑥ 農林水産省 食の安全、食育の推進等に関する事務 これまでも地域の創意工夫を活かす等の観点から、運用の弾力化を図ってきたところであり、引き続き、政策目標の達成に向け、地方の意見も踏まえつつ、対応する。

⑦ 経済産業省 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律 都道府県

と連携し地域ニーズに対応した、ものづくり支援の在り方について検討する。

## (2) 県費負担教職員の給与等の負担・学級編成基準・定数の決定に係る事務・権限

指定都市は、「平成26年度国の施策及び予算に関する提案」において、県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、学級編成基準の決定に係る権限を道府県から指定都市に移譲し、必要な財源の移譲を行うことにより、教職員定数、教職員配置等に関する包括的な人事管理を行うことができるようになるとした上で、権限移譲に伴い必要となる財源について、「所要額全額を、個人道府県民税をはじめとした基幹的な税目の税源移譲により、措置すべきである」と主張した<sup>(13)</sup>。

第30次地方制度調査会第33回専門小委員会で示された試算によれば、指定都市所在道府県と指定都市で合意された道府県民税所得割2%相当額（平成24年度課税データによる。）を移譲した場合、指定都市合計で、平成24年度県費負担教職員分指定都市需要額<sup>(14)</sup>のうち、税により措置される割合は約7割であり、2,295億円の不足額が見込まれる。また、各指定都市において、過不足額は異なり、川崎市では、7億円の超過額が発生し、税による措置割合は101.8%となる一方、熊本市では、同割合は5割に満たず、130億円の不足が見込まれる。このように、所要額全額を税源移譲のみで措置することは現状において困難であり、当面、国は、移譲された事務・権限が円滑に執行されるよう地方交付税等により確実な財源措置を講じていくことが求められる。

（かんばやし ようじ 公益財団法人地方自治総合研究所研究員）

キーワード：出先機関改革／手挙げ方式／地方分権改革推進委員会／  
県費負担教職員／第30次地方制度調査会／政令市／都道府県

### 【参考文献】

- 森源二「地方分権改革に係る第4次一括法について」『地方自治』(802)2014.9、12頁以下  
 田林信哉「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）について」『地方財政』2014.9、235頁以下  
 塩川徳也「地方分権第4次一括法の解説」『自治体法務研究』2014秋、56頁以下  
 松本克夫「第30次地方制度調査会答申の検証」『地方議会人』2013.9、22頁以下

(13) 指定都市「平成26年度国の施策及び予算に関する提案」（平25.7）29

(14) 県費負担教職員分政令市需要額は、「都道府県基準財政需要額（小学校費・中学校費）×指定都市教職員÷都道府県教職員」により算出された額